

指定短期入所生活介護事業所

「特別養護老人ホーム ケアホーム熊南」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2473100085 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 紀 和 会
(2) 法人所在地 三重県熊野市紀和町板屋 132 番地 2
(3) 電話番号 0597-97-0005
F A X 0597-97-0015
(4) 代表者氏名 理事長 北 山 譲
(5) 設立年月 平成9年7月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・令和2年4月1日指定更新
三重県 2473100085 号
※当事業所は特別養護老人ホーム ケアホーム 熊南に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ケアホーム 熊南
- (4) 事業所の所在地 三重県熊野市紀和町板屋 132 番地 2
- (5) 電話番号 0597-97-0005
- (6) 事業所長（管理者）氏名 西 章
- (7) 当事業所の運営方針 当事業所は、利用される皆様の心身の特性をふまえた上で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- (8) 開設年月 平成10年6月1日

(9) 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	熊野市 南牟婁郡 全域
営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 20人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、ご利用者の心身の状況等により個室など他の種類の居室をご利用いただく場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	2室	個室利用は、当施設が決定します。
2人部屋	1室	
4人部屋	4室	
合 計	7室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	静養室

※上記は、厚労省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者の心身の状況や施設の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	配置数
1. 施設長（管理者）	（1）
2. 介護職員	26
3. 生活相談員	1
4. 看護職員	4
5. 介護支援専門員	1
6. 医師（嘱託）	（1）
7. 栄養士	1

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週土曜日 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～16：30 4名 日中： 8：30～17：30 1名 遅出： 9：30～18：30 4名 夜間： 15：00～24：00 3名 0：00～ 9：00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用料金（1日あたり） 多床室

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 7,160 円	要介護度2 7,940 円	要介護度3 8,770 円	要介護度4 9,570 円	要介護度5 10,350 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,444 円	7,146 円	7,893 円	8,613 円	9,315 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	716 円	794 円	877 円	957 円	1,035 円
4・居室に係る自己負担金	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
5・食事に係る自己負担金	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6・自己負担金合計 3～5	3,076 円	3,154 円	3,237 円	3,317 円	3,395 円
7.送迎自己負担金（1回）	184 円				

サービス利用料金（1日あたり） 個室

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 7,160 円	要介護度2 7,940 円	要介護度3 8,770 円	要介護度4 9,570 円	要介護度5 10,350 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,444 円	7,146 円	7,893 円	8,613 円	9,315 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	716 円	794 円	877 円	957 円	1,035 円
4・居室に係る自己負担金	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円
5・食事に係る自己負担金	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6・自己負担金合計 3～5	3,392 円	3,470 円	3,553 円	3,633 円	3,711 円
7.送迎自己負担金（1回）	184 円				

※上記の利用料金には、サービス提供体制強化加算Ⅱ・夜勤職員配置加算・介護職員等処遇

改善加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱが含まれております。

※上記利用料金は、介護保険の利用者負担の割合を1割として計算しています。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料の提供（食材料費）

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：朝食 305 円、昼食 570 円、夕食 570 円

②理髪・美容

[理髪サービス]

毎月、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④通常の送迎の実施地域を越えて行なう場合の交通費

一 事業所から、片道 15km 未満 1,300 円

二 事業所から、片道 15km～30km 未満 2,000 円

三 事業所から、片道 30km 以上の場合は 5km ごとに 500 円加算

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 20 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）＊

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

〔職名〕 管 理 者 西 章

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 古田 公香

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

電話0597-97-0005

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付期間

紀南介護保険広域連合	所在地	熊野市井戸町 371
	電話番号	0597-89-6001
	F A X	0597-89-4000
	受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分
三重県国民健康保険 団体連合会	所在地	津市桜橋 3 丁目 143-1
	電話番号	059-213-6500
	F A X	059-222-4166
	受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分

6. 事故発生時の対応

当事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人紀和会

理 事 長 北 山 譲 印

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム ケアホーム熊南

説明者職名 介護支援専門員

氏 名 古 田 公 香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
- (2) 建物の延べ床面積 4353.09 m²

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1 名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

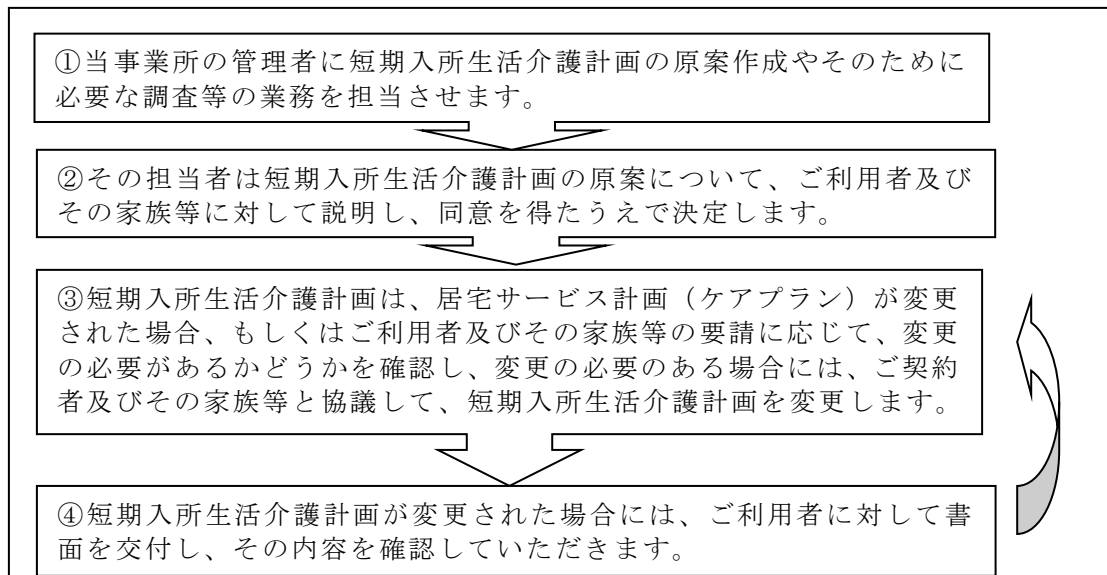
3 名の看護職員を配置しています。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1 名の医師を配置しています。

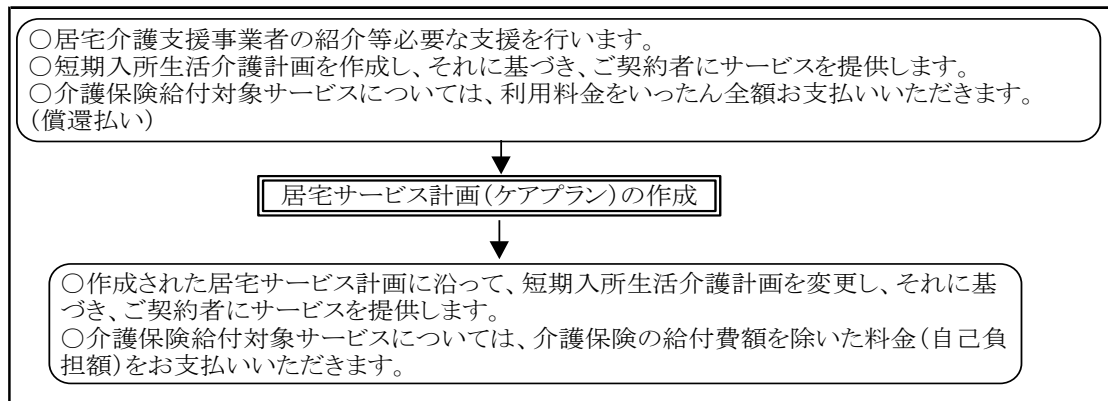
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第 3 条参照）

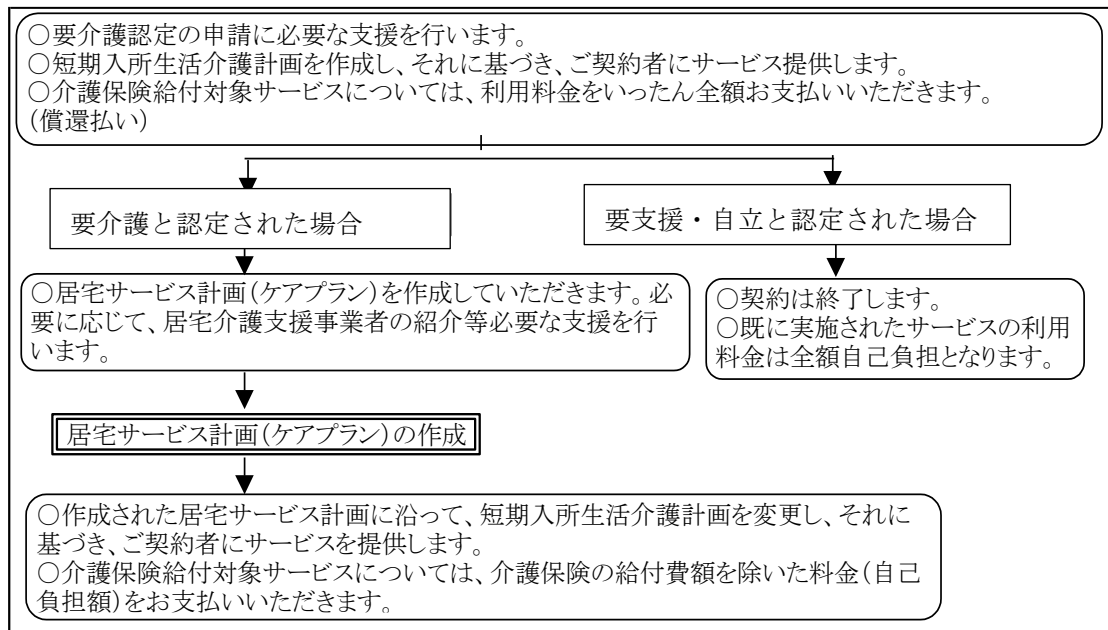


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者、当事業所の従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を

用いる場合は、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ます。
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類・下着・靴下・パジャマ類・靴・洗面用具・タオル類・ゴミ箱

(その他必要に応じてご相談致します。)

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

医療機関の名称	紀和診療所	協立内科外科医院
所在地	三重県熊野市紀和町板屋 81 番地	三重県熊野市井戸町 378
診療科	内科	消化器内科 内視鏡内科 外科

6. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者

の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間

を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。